

**熊本県選挙管理委員会告示第31号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。  
平成17年6月29日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩 尾 映 二

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
吉良 清一 倉本 義雄 切通 英博 松本 照彦 濱田 大造 和田 秀雄	町村長 市議・知事 市議 町村長 県議 市長	吉良清一後援会 倉本よしお後援会 新政会 町民主役の多良木町づくりをめざす会 濱田大造後援会 和田秀雄後援会	阿蘇郡白水村両併2015 菊池市泗水町福本2562 宇城市松橋町松橋432-2 球磨郡多良木町大字久米2470-1 熊本市江津2丁目28番72号 山鹿市古閑984番地	吉良 清一 倉本 義雄 切通 英博 松本 照彦 濱田 大造 和田 秀雄

**熊本県選挙管理委員会告示第32号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。  
平成17年6月29日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩 尾 映 二

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新 旧
佐々木 俊和 和田 秀雄	市議 市長	熊本都市圏交通問題政策研究会 和田秀雄後援会	事務所の所在地 事務所の所在地	熊本市南熊本3丁目14-1 熊本市春日3丁目15-1 山鹿市山鹿214番地3 山鹿市古閑984番地

**熊本県選挙管理委員会告示第33号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の取消届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。  
平成17年6月29日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩 尾 映 二

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
小早川 宗一郎 高本 直臣 松村 祥史	県議 町村議 参議院比例	小早川宗一郎後援会 高本直臣地方政治研究会 地域経済研究会	八代市大村町356 上益城郡清和村安方175 熊本市帯山1-44-39	小早川宗一郎 高本 直臣 松村 祥史

**熊本県職業能力開発審議会公告第1号**

熊本県職業能力開発審議会の会議を、次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。  
平成17年6月29日

熊本県職業能力開発審議会  
会 長 山 下 勉

- 開催日時  
平成17年7月1日（金）  
午前10時00分から午後0時00分まで
- 開催場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁 本館5階審議会室
- 議題  
第8次熊本県職業能力開発計画（案）について
- 傍聴者の定員  
10名
- 傍聴手続  
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会の会

長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。  
 (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

## 6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県職業能力開発審議会事務局(熊本県商工観光労働部職業能力開発課能力開発係)  
 (電話 096-383-1111 内線 5254)

## 熊本県収用委員会公告第51号

公 示 に よ る 通 知

熊本県球磨郡五木村乙字高野773番2、773番4、600番3及び648番3の土地所有者

氏名 田山健蔵

住所 居所不明ただし住民票上の住所

熊本県熊本市黒髪六丁目15番1号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局(熊本県土木部用地対策課内)において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けて下さい。

記

平成17年6月16日付け熊収第10号の4、平成17年6月16日付け熊収第34号の4及び平成17年6月16日付け熊収第35号の4の書面(一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事に係る土地収用案件の審理開催通知書)

(注意)上記書面を受領しないときは、平成17年7月13日をもって書面の通知があったものとみなされます。

平成17年6月29日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

## 熊本県教育委員会公告第87号

熊本県教育委員会の会議を次のとおり開催する。

平成17年6月29日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

## 1 開催日時

平成17年7月14日(木)午後1時30分から

## 2 開催場所

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県庁行政棟新館7階 教育委員会室

## 3 議題(予定)

- (1) 藤崎台県営野球場使用規則の一部を改正する規則について
- (2) 熊本武道館条例施行規則の一部を改正する規則について
- (3) 熊本県立総合体育館使用規則の一部を改正する規則について
- (4) 熊本県総合射撃場使用規則の一部を改正する規則について
- (5) 熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園使用規則の一部を改正する規則について
- (6) 熊本県立学校体育施設の使用に関する規則の一部を改正する規則について
- (7) 特別支援教育推進協議会委員の委嘱及び任命について
- (8) 熊本県社会教育委員の委嘱及び任命について
- (9) 熊本県立図書館協議会委員の委嘱及び任命について
- (10) 熊本県立美術館協議会委員の委嘱について
- (11) 「熊本の生涯学習100のアクションプラン」について
- (12) その他

## 4 傍聴人の定員

10人

## 5 傍聴手続

- (1) 傍聴受付は、会議当日午後1時00分から会議の会場前で行い、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入した傍聴希望者に傍聴整理券を配付する。
- (2) 午後1時20分に、傍聴整理券と引き換えに傍聴券を交付する。ただし、傍聴希望者が定員を超えるときは、午後1時20分に受付を終了し、抽選により傍聴人を決定する。傍聴希望者が定員に満たないときは、定員に達するまで、先着順に受付を行い傍聴券を交付する。
- (3) 傍聴人は、係員に傍聴券を提示し、その指示に従って、会議の会場に入ることができる。

## 6 非公開の案件

議決により非公開とされた案件は、傍聴できない。

## 7 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県教育委員会事務局総務広報課秘書総務班

(電話 096-383-1111 内線 6616)

## 正 誤

平成16年10月1日熊本県公報号外第59号の2（熊本県天草ビジターセンター条例施行規則を廃止する規則登載分）の号外番号に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	正	誤
1	熊本県号外第59号の3	熊本県号外第59号の2

平成17年6月20日熊本県公告第495号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	正	誤
10	6の(5) 入札書の提出方法 平成17年8月1日(月) 午前11時	6の(5) 入札書の提出方法 平成17年7月29日(金) 午後5時

